

## 「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」

- この申出は、産前産後休業期間中の給料の掛金免除を申し出る手続きです。  
免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月から、産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間です。
- 「産前産後休業」とは、産前産後期間(※)において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないこと（県等における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間に限る）をいいます。  
※共済組合でいう「産前産後期間」とは、出産日（出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日後56日までの期間をいいます。  
共済組合でいう「産前産後休業期間」とは、出産日以前42日からであり、出産日以前56日から取得できる県等の承認する「産前産後休暇期間」とは一致しません。また、実際の出産日を基準にします。県等における産前産後を取得した期間＝「産前産後休暇期間」でありかつ「産前産後休業期間」である期間が掛金免除の対象となります。
- 掛金免除の申出は、産前産後休業期間中に行う必要があります。共済組合でいう産前産後休業期間の終了日までに提出いただかなければ免除することができません。  
また、組合員の方からの申出がなければ掛金を免除することができません。自動的に免除にはなりませんので、遅滞なく申出をしてください。  
なお、掛金免除の申出は、原則として出産後に行ってください。掛金はいったん徴収されますが、申出後に還付します。  
※出産前でも産前産後休業期間中であれば申し出ることができますが、出産後に変更申出書を提出する必要があります。二度手続きをしていただくことになります。（出産の予定日に出産した場合には変更申出の必要はありませんが、出産日等の証明書類を提出する必要があります。）
- 産前産後休業期間が変更となった場合は、この申出書をあらためて提出してください。  
（様式中「変更後の期間」欄に変更後の期間を記入してください。）  
また、育児休業期間中に産前産後休業に入られた場合は、この申出書に加えて「育児休業掛金免除(変更)申出書」を提出し、育児休業掛金免除期間の変更を行ってください。
- 各項目に記入のうえ、地方職員共済組合に提出してください。  
様式は、当ファイル「産前産後休業掛金免除」名のシートに掲載  
記入方法は、「手引」名のシートに掲載
- 添付書類は下表のとおりです。

### 様式一覧

添付書類名	添付書類の説明	シート
特別休暇申請の写し または出勤簿の写し	産前産後休暇を取得していること及びその期間を証明する書類	
母子手帳の写し または出生届受理証明書等	産前産後休業に係る子の出産予定日または出産日を証明する書類	

照会先：総務厚生センター共済組合係  
内線：2182  
ダイヤル：0742-27-8352

記入の手引

様式名	産前産後休業掛金免除(変更)申出書
組合員証記号番号	組合員証記号番号(職員番号)を記入してください。
組合員職名・氏名・生年月日・所属所名	組合員職名・氏名・生年月日・所属所名を記入してください。
産前産後休業の期間	<p>当初の産前産後期間(※)内における産前産後休業を取得した期間を記入します。(別添「掛金免除事例」及び「産前産後期間一覧表」をご参照ください)</p> <p>★産前産後休業期間が変更となった場合(出産予定日と出産日が一致しなかった場合は産前産後休業期間は変更となります。)は、「変更後の期間」欄に当初の期間を含む変更後の期間を記入してください。</p>
掛金免除対象期間	<p>免除期間は、産前産後休業開始日の属する月から産前産後休業終了日の翌日が属する月の前月までとなります。</p> <p>★産前産後休業期間が変更となった場合は、「変更後の期間」欄に当初の期間を含む変更後の期間(産前産後休業終了日の翌日が属する月の前月までが免除期間となります)を記入してください。</p>
当該産前産後休業に係る子の出産予定日	対象となる子の出産予定日を記入します。
当該産前産後休業に係る子の出産日	対象となる子の出産日を記入します。
標準報酬等級・月額	給与明細書の標準報酬等級及び月額を記入してください。
年月日	提出年月日を記入してください。
申出者住所・氏名	組合員の住所・氏名を記入してください。
所属所長欄	<p>知事部局(出先機関含む)・水道局・行政委員会等に所属する場合は、空欄で結構です。</p> <p>病院機構、各公社や上記以外の団体等は、記載及び公印の押印が必要です。</p>

照会先：総務厚生センター共済組合係  
 内線：2182  
 ファクシ：0742-27-8352